

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会  
第7回 新市建設計画小委員会

---

《 会 議 録 》

会場：石狩市議会第1委員会室

日時：平成15年11月12日（水）13:00～14:55

第7回 新市建設計画小委員会会議録

開催日時：平成15年11月12日(水)13:00~14:55

開催場所：石狩市議会 第1委員会室

【出席委員】(敬称略)

委員長

加納 洋明

副委員長

河合 雅雄 岸本 正吉

委員

長原 徳治 池端 英昭 山根 利子 浅井 秀樹 小池 弓夫  
沢田 富男 大山 弘行 田中 宣律

【欠席委員】(敬称略)

藤原 市子 相原 一男 中村 東伍 佐藤 克廣

【事務局】

工藤 泰雄 清水 敬二 松儀 倫也 佐々木 大樹 中村 裕一  
江部 靖

【傍聴人】 4人

## 議事日程

1 開会.....	3 頁
2 協議事項.....	3 頁
(1) 第3章、第4章(素案)の検討・協議.....	3 頁
3 その他.....	24 頁
(1) 第8回会議の開催日時等について.....	24 頁
4 閉会.....	25 頁

## 1 開 会

加納委員長：本日は大変ご苦労さまです。また、本日お忙しい中ご出席をいただき、誠にありがとうございます。本日の出席委員数は、15名中11名で、定足数に達しておりますので会議を開催いたします。

只今から、第7回新市建設計画小委員会を開会いたします。

## 2 協議事項

加納委員長：本日の日程は、お手元の会議次第のとおりでございます。それでは、協議事項の「第3章 新市のまちづくりの将来像」及び「第4章 新市の施策の方向と原則」について、事務局から説明を受けたいと思います。事務局、お願いいたします。

佐々木計画班長：事務局の佐々木でございます。私の方から説明させていただきます。失礼ですけれども、座って説明させていただきます。

本日の協議事項、「第3章 新市のまちづくりの将来像」及び「第4章 新市の施策の方向と原則」について説明させていただきます。

はじめに、皆様に事前にお配りいたしました資料の一部修正につきまして、ご説明させていただきたいと思います。事前に配付いたしました、13ページ、こちらの「(3) もりもり！まちの活力」、「めざすまちの姿」におきます、点線の囲みの中なのですけれども、こちらの手違いで最後の行が一部表示されておりませんでしたので、この部分につきましては、お手元に本日お配りしております13ページの1枚物、こちらの方、この1行なのですけれども、ご覧いただきながらご検討、ご協議をお願いいたします。大変失礼いたしました。

それでは、「第3章 新市のまちづくりの将来像」についてご説明いたします。1ページをご覧ください。

この第3章につきましては、前回の委員会において、その骨格案をご協議、そしてご確認いただいたものを、本文として文章化したものでございます。内容につきましては、その骨格案に肉づけをした形となっておりますけれども、特に前回のこの委員会でご意見が分かれまして、「(2) 新市の将来像」におけるサブテーマ、「人と自然と歴史が輝くいやし海浜ゾーン」、こちらの「いやし」の部分につきましては、個人個人によって感じたり、受けとめる印象、そちらが揺らぐということで、こういったものについては将来像のフレーズには用いない方がよろしいかと判断し、削除いたしまして、「人と自然と歴史が輝く海浜ゾーン」として将来像のサブテーマとしております。

なお、この「いやし」に代わる言葉といたしまして、「やすらぎ」ですとか「ゆとり」などといったご意見もあったと思いますけれども、こちらにつきましては全体の文章の流れの中で読み取っていただけるものでなからうかというふうに考えております。

この本文化したもののその他の部分につきましては、前回までの骨格案に沿った内容としておりますので、細かい説明を省略させていただきます。

続きまして、お手元の9ページ以降、第4章新市の施策の方向と原則、こちらの説明に進めさせていただきます。

この第4章の作成に当たっては、5月から7月にかけて実施いたしました、新市まちづくり懇話会、こちらのワークショップにおける各グループの検討成果ですとか、7月に開催いたしました、第2回のこの小委員会で皆様からいただいた提言シートと、それに基づくご発言、そしてこ

れまでの回を重ねてまいりました小委員会での皆様からのご意見やご議論等々を、十分に踏まえながら作成してきたところでございます。

これら、たくさんの方々から、この新市将来構想の作成に対していただいたご意見、ご提言の中には、非常に詳細かつ具体的な施策の提案も多く含まれておりましたけれども、将来構想の基本的な性格上、仮に合併するとした場合、その先にある新しいまちの理想的な姿ですとか将来像を描くといった観点から、個々具体の細やかな施策を明示してしまうということは、この理想のまちの姿と、そのための方向性を極めて絞ったものとしてしまうのではないかということで、いささかポイントがズれるものではなかろうかと考えられますので、理想のまちの姿、そしてそれに対するまちづくりについては、あくまでも広い視野を持ったものとして、各テーマに沿った個別施策の方向性や原則を記述することとしているところでございます。

第4章は今ご覧になっていただいております、大きく9ページの「1. 施策の方向」と、20ページの「2. 施策推進の原則」、こちらの二つに分かれております。

初めに、「1. 施策の方向」では、第3章のまちづくりの「5つのテーマ」、この一つ一つを具体的な施策の方向として示していくことを目的としており、各テーマごとに、では、「めざすまちの姿」といたしまして、目標とする、合併による新しいまちの理想の姿やイメージ像、こちらを点線の囲みの中に書き込んでおります。

そしてでは、この実現のための具体的な方策を、幾つかの黒四角の項目ごと文章化するという形式をとっております。裏返して言いますと、のそれぞれの施策の方向ですとか、その展開が十二分に図られた結果の新しいまちの姿がといったような構成となっているものです。

それでは、テーマごとに、要点のみかいつまんで順に説明させていただきます。

まず、1つ目のテーマ、「しっかり！暮らしの基盤」についてですが、9ページですね。ここでは新市の基礎的な生活環境整備や、その基盤づくりについて、その施策の方向を示しております。

その内容としましては、まず道路・上下水道の整備として、国道・道道等、幹線道路網の整備、上下水道及び簡易水道の改良整備の促進と水源の保全・確保、そして下水道整備の推進、合併処理浄化槽の普及。

公共交通体系の維持充実としましては、農山漁村地域、高齢者、通勤通学者のための公共交通機関の確保、札幌市方面への軌道系交通機関などの導入促進。

情報通信網の整備としましては、情報通信基盤整備と高度情報通信網によるネットワーク、学校をはじめ、各種公共施設の情報化、そのネットワーク化の推進。

10ページになりますけれども、居住環境の整備と確保としまして、生活道路の整備、総合的な雪対策、ユニバーサルデザインのまちづくりの推進、ニーズに沿った公営住宅建設と既存住宅地の再生。

安全・安心な暮らしの確保といたしまして、警察署の誘致推進、地域ぐるみの防犯体制の充実、交通環境の整備と交通弱者に対する保護・安全対策強化。

そして、防災体制の整備と国土の保全といたしまして、災害対策のための消防力強化及び救急救助体制の整備、防災施設整備、地域防災組織の育成強化、災害危険箇所の把握、そして治山治水対策や海岸保全対策などいたしております。

続きまして、テーマの2つ目、こちら11ページになりますけれども、「はつらつ！日々の暮らし」では、保健・医療・福祉の分野における施策の大きな方向といたしまして、健康増進と地域医療の確保としまして、既存の石狩市総合保健福祉センターを中核とする保健関連施設のネット

ワーク、農山漁村地域の地域医療体制の維持・確保、各種保健事業の推進、国保税収納率の向上対策、持続可能な医療扶助制度の確立。

そして、高齢者福祉の充実といたしまして、高齢化社会における介護保険制度の適切な運営、住みなれた家庭や地域を基本とした福祉サービスの提供、そして高齢者が持つ豊かな経験、技能などを活かした環境・仕組みづくりの推進。

児童福祉・子育て環境の充実としまして、少子化や若年世代の定住促進のための社会環境づくり、地域全体で相互に子育てを支援できる仕組みづくり、母子健康管理と乳幼児や学童に対する保育サービスの充実、子供の遊び場の整備などの地域の子育て環境の充実。

障害者福祉の充実といたしまして、在宅福祉サービスの充実、授産施設や地域で障害者を支える施設の整備促進、就労・雇用機会の拡大、まちづくりへの参加促進としております。

その他、項目といたしまして、地域福祉の充実、安全な消費生活の確保、それぞれ文章を作っております。

続きまして、13ページ、「もりもり！まちの活力」、こちらでは主として新市の産業面の施策の方向性といたしまして、1つ目、農・林業の振興、生産性の高い農業経営体や意欲ある担い手の育成、米・野菜・花卉・果実・畜産物等多品目の農産物の生産の促進、地産地消やクリーン農業の推進、都市住民との直販流通経路の開拓、アグリビジネスの導入、農業の高付加価値化や6次産業化の推進、計画的・組織的な造林・保育による森林の整備・管理。

漁業の振興といたしまして、人工漁礁の設置などによる漁業資源の維持・増大の推進、漁港整備による漁業基盤の充実、担い手の育成、そして観光と連携した複合的な産業としての育成。

工業の振興といたしましては、石狩湾新港地域の企業集積を活かした、北海道新時代にふさわしい産業の育成。

商業、流通業の振興といたしましては、消費者密着の商業や商業団体の意欲的な取り組み支援、厚田・浜益の地域核における、地域住民のみならず観光ニーズも踏まえた商業ゾーンの形成促進、卸売・流通関連の事業所誘致の推進。

起業に対する支援といたしまして、適切な情報提供や事業資金のあっせん、人材育成に対する支援。

観光の振興といたしまして、多彩な観光資源・施設のネットワーク化、自然と歴史・文化の中での「いやし」をテーマとする観光振興、森林空間や海辺を活用したレクリエーションづくり、特色ある建物の保存・修復・整備、新しいイベントの検討。

最後に、石狩湾新港の利用促進といたしまして、新たな国内外定期航路の開設、港湾利用企業の発掘、港湾施設の適切な整備、そして石狩湾新港地域への企業誘致促進などとしております。

次に、16ページに参ります。16ページ、「きらきら！風、みず、みどり」では、新市の身近な生活環境、そして自然の保全から、地球的規模の環境に至るまでの施策をうたっております。

項目の1つ目といたしまして、廃棄物の適正処理と減量化。廃棄物の発生抑制や再利用・再資源化、そして資源循環型の社会づくり。

自然環境の保全といたしまして、自然と共生できるまちづくりを目指した、海浜や河川、森林など自然環境の保全。

公害防止といたしまして、大気汚染、水質汚濁、騒音などの公害防止対策、有害化学物質による環境汚染の防止、さわやかな空気、清らかな水環境など、良質な生活環境の保全。

地球環境の保全といたしましては、市民一人ひとりの環境に対する意識の高揚と実践、グリーン購入などの積極的な取り組み、環境を大切にしまちづくりの推進、自然エネルギーの利活用。

公園・緑地の整備活用といたしまして、自然と共生し景観的に優れた公園の整備、市民参加による公園の整備・再整備や維持管理の検討・推進。

個性あふれる景観づくりといたしましては、海・山・川を活かした個性あふれる市街地や集落の景観形成の推進などとしております。

最後に18ページ、「すこやか！みんなの心とからだ」では、教育全般に関する施策といたしまして、生涯学習の観点に立った地域教育の推進として、まちぐるみで学ぶ心を育てるとともに、「ひと」と「ひと」とのふれあいを通して、各人の持つ知恵・技術・情報を相互に享受し合える学習体制の整備充実、学社連携・融合の取り組みの推進。

学校教育の充実といたしまして、きめ細やかな指導の推進、家庭・学校・地域の連携、地域に開かれた学校づくり、教育機関相互の連携や教育環境の整備改善、浜益高校の存続に向けた働きかけ。

社会教育の充実といたしましては、市民が主体となって学ぶ機会の提供、社会教育団体の育成、活動拠点となる各種施設について、その役割の明確化、必要な体制整備、施設の充実やネットワーク化。

歴史・文化の保存と新しい文化の創造といたしまして、地域固有の歴史・文化財・伝承・民俗芸能等の調査・保護・保存・活用、歴史的建造物の保存活用とネットワーク化、文化・芸術活動の拠点整備、市民が優れた芸術文化に接する機会の拡大、身近な文化活動の推進、地域・世代・分野を超えた文化的交流の促進、地域の伝統的文化の再認識と新たな文化の創造。

スポーツ・レクリエーションの振興といたしまして、スポーツに関する講座や大会の開催促進、スポーツ団体や指導者の育成、スポーツ・レクリエーション施設のネットワーク化。

最後に、国際交流・地域間交流の推進といたしまして、姉妹都市をはじめ海外諸国とのホームステイなど、多彩な方法による交流の促進、地域資源を活用したイベントや、自然体験・農林漁業体験の機会の設定、UJターン情報の提供、市域内外を問わない交流の推進などとしております。

続きまして、20、21ページをご覧ください。第4章の大きな2つ目、「2 施策推進の原則」。こちらでは、第3章まちづくりの「3つの原則」の考え方を、より詳しく解説したものとなっております。

1点目、「(1) 地域の輝きを大切に」では、個性ある地域の発展としまして、新市を構成する各地域それぞれの責任と創意工夫のもと、地域の実情や歴史的背景を踏まえた個性ある発展を図りつつ、一体感・公平性を確保していくことを原則とし、このことを制度化するため、地域自治の仕組みを導入することとしております。

なお、この地域自治の仕組みにつきましては、ご承知のとおり、現在、地域自治組織等小委員会におきまして、その具体的内容に関する議論が進行しているというところになっております。

項目の2つ目、コミュニティ活動の維持・強化。コミュニティをまちづくりの基礎的単位と位置付け、コミュニティが持つ意義を尊重し、行政との適切な役割分担を図ることとし、少子・高齢化社会にあってもコミュニティが自発的・持続的に活動できるような条件整備のあり方の検討、コミュニティ活動の維持・強化を推進するとしております。

なお、ここで言いますコミュニティとは、現在、各市村の町内会や自治会という単位組織をイ

メージしていることとなっております。

続きまして、適切・計画的な土地利用ということで、市域内の都市・農村・山村・漁村地域、それぞれ多様な地域が存在しており、それぞれの特性や可能性を活かすとともに、全市的観点からの効果的・効率的な利用を推進いたします。

2点目の、「(2)一人ひとりが主人公」としまして、1つ目、まちづくりへの市民参加。新市の政策決定等に市民参加や参画機会を確保することや、ボランティアやNPOなどの活動の促進を図っていくこと、また、市民と行政との密接なコミュニケーションの実現を目指します。

その他、「一人ひとりが主人公」の項目には、一層の情報公開と男女共同参画の推進のため、必要な意識啓発、研修事業など、各種環境の改善を図ることとしております。

最後に、「(3)しなやかな行財政体制」としましては、行政体制の充実、財政基盤の強化、広域行政の適切な活用、この3点につきまして、その考え方を挙げております。

なお、この第4章における、まちづくりの5つのテーマに沿った施策の方向につきましては、今後、第5章新市の重点施策ですとか、さらにその先の新市建設計画の具体的な主要事業の組み立てへと発展していくものと考えております。

以上、本日の協議事項につきまして、要点を説明させていただきました。このうち本日は、特に第4章につきまして委員の皆さんのご意見、ご協議をお願いいたしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

加納委員長：只今、事務局から説明がありましたとおり、本日の協議事項は、前回の委員会においてご確認をいただいた、第3章の骨格案を本文として完成したものと並びに第3章のまちづくりの方針の5つのテーマと3つの原則に基づく具体的な内容となっております。

このうち第3章につきましては、その骨格案を二度にわたって当委員会で検討・協議してきた部分でありますので、ここにつきましては文章化に当たっての再確認と考えております。

特に本日は、第4章における具体的なまちづくりの施策の方向や原則の詳細な考え方の部分を中心に検討・協議を行い、できれば本日中に第4章の原案を確認、もしくは必要に応じて具体的な追加・修正案を決定した上で確認をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いたいと思っております。

また、委員の皆さんにおかれましては、限られた時間ではあったかとは存じますが、事前にお目通しをいただき、ご検討をいただいた結果などにつきまして、ご発言をそれぞれいただきたいと思っておりますので、よろしく願いたいと思います。それでは、第3章のことも含めて。小池委員、どうぞ。

小池委員：今回事前に渡されたのは、3章・4章の素案ですけれども、ざっと目を通したところ、実は私はこういう文章化されたものを早くから欲しかったのです。どちらかというと、今まではデータ中心というか、それからスローガンの項目を並べてあったのが、どうも納得がいけないというか、理解が私はちょっとできなくて、<sup>かつかそうよう</sup>隔靴搔痒の気分でしたのですが、やっと呼吸が合ったような気がしてほっとしております。そういう意味で、これからいろいろ出てくる資料は、できる限り項目ではなくて文章化されたものをご提出いただきたいというのが、全体を見ての印象です。あとは各論では別途発言をさせていただきます。ありがとうございました。結構なことです。

加納委員長：他、どうでしょうか。前回の委員会の中で厚田の沢田委員の方から、今回のサブテーマについては、前回メインテーマは確認されておりますけれども、サブテーマの「いやし」



という表現について、今回事務局を含めて検討したことについては、それをちゃんと受け入れようというようなお話もあったかと思いますが、今回こういう形で、「いやし海浜ゾーン」ではなくて「輝く海浜ゾーン」ということで、大変わかりやすい言葉になったかなと私は個人的に思っておりますけれども、こういうことでの確認をしっかりといただいて、この辺も含めて、また変えるという話にはなりませんので、このことだけはしっかりご確認をいただきたいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。第3章も含めて何かご意見がございましたら、それぞれお受けしたいと思ひますけれども。

小池委員：もう一言、すみません。

加納委員長：はい、どうぞ。小池委員。

小池委員：第3章についてですが、2ページ、サブテーマがありますね。ここでちょっと気になる部分ですけれども、やっぱり3市村の経済基盤というのでしょうか、産業基盤の中で、農林関係が書き込まれていないのですよね。どうですか。そんな気がするのですが。やっぱり基幹産業ですから、一言、農林についてはどこぞに書き込んでもらえればありがたいなという要望です。以上です。

加納委員長：他はどうでしょうか。

大山委員：いいのではないですか。もうこれで。

加納委員長：池端委員。

池端委員：7ページですね。第3章の部分で。ここの(2)の「地域核」というところの、ここは整備方針ということなのですが、市域内における各地域核、中心都市核と地域核というふうなゾーンを分けているのですが、この中の整備計画の中に、市域内部での情報の中継点というような意味合いを入れるべきではないかなと。例えば、石狩の事務所在地があったとしましたら、次は厚田村、厚田村のそのさらに奥の浜益地域には何があるというような、そういう情報の中継点、それが一体となって初めて市全体の一体感を醸し出すという部分につながってくるのかなと。

地域核一つ一つをとって整備をすることも大変必要なのですが、ここだけとってしまうと、どうしても市域全体の一体感というものに欠ける部分が多少出てくるのかなと。どこでカバーしていくかとなると、その地域、地域が結ばれているという、連携されているという部分の意味合いも含め、地域核の中の要素として地域の情報中継点というような形の要素を入れていただければなというふうに考えます。

加納委員長：他の委員さん、どうでしょうか。基本的には、第3章については前回の委員会の中で大枠としてご確認をいただいておりますので、細部にわたる部分の修正、手直し程度のこと、多少のことはできると思ひますけれども、大枠でこれを云々ということには、なかなかならないと思ひますので、そのことだけはそれぞれ皆さんご認識をいただきたいなと。今日のメインはあくまでも第4章の方ということで考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。長原委員。

長原委員：細かいことなのですが、3ページの「はつらつ！日々の暮らし」という中で、「生涯にわたる健康福祉づくりの推進」となっています。これは「健康増進」という意味ですよ。健康日本21などを含めた健康づくりという意味なのかなというふうには理解できるのですが、でも「健康福祉づくり」という用語は、どうもちょっと、どうなのかなと。なじまないかなという気はするのです。後の4章にかかわることでは、まず冒頭、「健康増進」ということが言われている訳で、用語として少し検討してみてもらいたいなという気はするのですが、どうでしょ

うか。

上の段で、保健・福祉・医療と、こういふことで、保健・福祉・医療というのが1つのジャンルとしてくくられていますよね。それに続いて健康福祉づくりとなるので、これ健康づくりでいいのではないですか。福祉は取ってしまっていないのではないですかね。どうなのですかね。それとも、これは別な意味合いがあるのですか。健康福祉づくりという言葉の中に。ちょっとよく意味合いがわからないのですが。

加納委員長：どうでしょうか、事務局の方。これについて何か。

清水事務局次長：ニュアンス的には、ここ3ページの「はつらつ！日々の暮らし」の第1行目の保健・福祉・医療、こちら辺を意識しまして、生涯にわたる健康、それから福祉という意味を持たせて福祉を入れた訳なのですけれども、1行目でご指摘のとおりありますので、それではなく、さっと読めるには、生涯にわたる健康づくり、これでニュアンスはとれるのではないかというご指摘であれば、一度事務方で検討させていただきたいと思っておりますので、それによろしいでしょうか。

加納委員長：よろしいですか、皆さん。多少の語句の修正程度のこと、その本質が大きく変わるようなものになってしまえば、これは問題になりますけれども、そういう表現の部分については、今皆さんからご指摘いただいた分を含めて、事務局の方で検討し、またご報告ということになると思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。池端委員。

池端委員：第4章ですが。

加納委員長：3章について、まだ、この部分についてご要望があればご発言いただきたいと思ひますけれども。

(「なし」の声)

加納委員長：では、なければ、3章についてはこの程度にしたいと存じますので、よろしくお願ひします。この後は、第4章に限って引き続き議論を進めたいと思ひますので、よろしくお願ひします。では、どうぞ。池端委員。

池端委員：第4章の12ページですね。ここの「はつらつ！日々の暮らし」という、こちらの項は、主に福祉・医療関係というふうに位置付けていると思うのですけれども、最後の安全な消費生活の確保という部分が、果たしてこちらの「はつらつ！日々の暮らし」の項でよろしいのかどうか。あえて言えば、その次の「もりもり！まちの活力」というような部分にも当てはまるような、微妙なところにあるのかなという気がするのですが、この辺はいかがでしょうか。どちらかといえば、その次なのかなと。

加納委員長：これどうですかね。事務局の方でこちら辺の、この場所に位置付けたという意味合い、どういう形でここに位置付けたのか、ちょっと説明をお願いします。

佐々木石狩市企画調整課長：まちづくり専門部会、石狩市の佐々木と申します。私の方からお答えさせていただきます。

この「はつらつ！日々の暮らし」の部分は、保健福祉関係の話題が多いことは確かに多いのですが、それに限定したものというイメージでは作っておりません。それを表現するために、ここで「日々の暮らし」というタイトルを入れていると。要するに、日々の暮らしをはつらつと過ごしていただくための各種の施策を盛りましたということとして、その中で、新市は食の宝庫と言われるような恵まれた環境にある訳で、そういった恵まれた環境を新市全体、新市の市民がなるべく享受できるように、という意味で食の安全みたいな話も、要するに日々の暮らしをはつらつ

といったような観点では必要なのではないかということから、ここに入れた訳であります。以上です。

加納委員長：池端委員。

池端委員：ありがとうございます。であれば、内容的な部分ですね。内容的な部分を、例えば農林業の振興という部分で、生産者と消費者の交流とか連携という部分で包含することも可能ではないかなと。というような感じがしますし、地産地消という意味合いも含めると、そこにもまた包含されるのかなという気がいたしますので、あえてここにこれだけの特筆して載せるのは何かちょっと違和感を感じたというところでございます。

加納委員長：よろしいですか。

池端委員：はい。違和感を感じますけれども、では、どうでしょうかと。

加納委員長：どうでしょうか、その位置付け的に。

佐々木石狩市企画調整課長：おっしゃられるように、そのことというのは、要するに消費者サイドから見ると生産者サイドから見るかで、その1つのことによって位置付けが変わってくるという部分は確かにあるかと思えます。そういうこともありまして、例えば「もりもり！まちの活力」の中では、これは生産者側から見た側面である、例えば地産地消の推進ですとか、クリーン農業、あるいは都市市民との間の直販流通経路開拓といったような観点からも載せているということでもありますので、ご理解いただきたいと思うのですが。

池端委員：わかりました。

加納委員長：どうですか、他の委員さんで、そうだなとか、どうでしょうか。では、大山委員さん。

大山委員：今の「食の安全」ということに対しましては、私は商工業者も当然関連してきますので、特に近年は食の安全に対する消費者の関心が高まりまして、商品を提供する流通の分野におきましても、特に安全ということには注意を払っております。したがって、生産から消費までの間の流通の分野におきましても、食の安全ということに対する、販売する側の自己責任という観点からも、今物すごく注意が払われている、そういう問題点でございます。したがって、これはここに載っていて当然いいのではないかと私は思っております。

加納委員長：というようなご意見もございますので、この食の安全については、本当に今消費者側も生産者側も、今大山委員の方からお話ありました流通という部分から見ても、すべてのところにかかってくるのかなと思えますので、ある意味ではいろいろなところにそういう位置付けは必要なのかなというふうに私も思いますので、これはこういう位置付けでよろしいかなと。

他で逆に足りないところに、逆に加算した方がいいのではないですかというぐらいの方がいいかなと思うところもありますので、そんなところもまた見てもらえればなと思えます。他はどうでしょうか。はい、どうぞ、池端委員。

池端委員：用語の解釈なのですが、15ページの石狩湾新港の利用促進の部分で、上から2行目、物流コスト削減や民生エネルギーの安定供給というふうに書かれているのですが、この民生エネルギー、港湾のところに出てくる、この民生エネルギーというのが、どういう関連があるのか、用語のご説明をお願いしたいなと思えます。

加納委員長：事務局、お願いします。

佐々木石狩市企画調整課長：ここは主に中央埠頭に立地しているエネルギー関連企業のことをイメージしております。あそこから、札幌圏で使用されている灯油ですとかガソリン、要するに

こういったような一般消費者が使用するエネルギーのことを民生エネルギーというふうと呼ぶのですけれども、そういったものに対して、札幌圏での民生エネルギーのシェアというのは、石狩湾新港がかなりのものを占めているという部分がありますので、こういった表現をとらせていただきました。

ただ、用語としてわかりづらいということであれば、注釈なども入れようかと思うのですが、いかがでしょうか。

加納委員長：池端委員。

池端委員：入れていただいた方がわかりやすいかな。

加納委員長：では、これについては下の方に注釈を入れるということで、いいですか、事務局。私も初めて知りました。他、どうでしょうか。いいですか、池端委員、今のところはこれで。では、長原委員。

長原委員：何点か、4章全部ですのでまとめて何点か申し上げます。まず、1点目は、9ページの公共交通体系の維持充実などにかかわってなのですが、新しいまち、言うまでもなく国道231号線1本しかないということになりますね。この国道231号線1本という中で、これが何かの事故等で使用できないといったようなときに、やはりそれにかわる代替の交通機関ということが、まちづくりとして考えれば、これももう考えておかななくてはならんことなのです。それで、考えられるのは多分水上交通ぐらいいかなと思うのですが、例えば、防災体制のところでもいいのですが、国道231号線の使用ができなかったときには、そういった代替の交通機関、水上交通機関なども考えるというような位置付けが、やっぱりこれどうしても必要な記述ではないのかなという気はします。

2つ目ですね、11ページになりますが、健康増進というところの中で、一番下のところに国民健康保険制度が突如としてここに出てきます。この中で、収納率の向上などについて、いわゆる国保特別会計を意識した記述があるのですが、何か、それまで理念的なことをいろいろ記述している中で、ここで何か国保のところだけ特別会計の話がぽっと飛び出してくるというのは、何か違和感があるというか、わざわざここでこういう記述が必要なのだろうかという疑問が一つあります。何となく違和感があるという感じがします。

それから、3つ目に、14ページになりますが、工業振興という部分ですが、下の商業・流通業の振興というところで、新港地域に対して卸売・流通関連の事業誘致を進めると。下では、この卸売と流通関連だけ事業誘致という言葉で明確に書いてあるのですが、新港に進めなければならない企業誘致というのは、卸売・流通関連に限りませんので、他のいろいろな企業の誘致ということも当然視野に入れなくてはいけないので、その点では、代案として言えば、上の工業の振興というところの上から2行目の最後、産業の育成を図りますとなっていますが、この後に、産業の育成及び誘致と。誘致という言葉を一言あるべきではないのかなというふうに思います。

それから、4点目ではありますが、これどこにどういうふうに位置付けたらいいのかというのは、よく私も整理がつかないのですが、最初のテーマのところ、4ページの「3つの原則」という中で、一体感で結ばれたまちづくりを進めることが必要と。原則の1の方ですね。こう位置付けられています。これは全く私も異議がない訳で、合併に伴う問題、問題とありますが、課題として一番大きいのは、本当にこの3市村が合併した後に一体感ある地域づくりということがどうやったら進められるのかと。また、それを進めなければならないと。ここは大きな課題だろうというふうに思うのです。その課題をどう進めるのかということについての位置付けが、どうもその

後の、全体を通して施策の方向と、原則という中で、全体としてどうもその位置付けが見られない。見えないという気がするのですが、それをどこかに位置付ける必要というのはあるのではないのでしょうか。

ちょっと、どこでどうやって位置付けたいのかというのは、ちょっと私も整理がついていないのですが、どこかに位置付ける必要があるという気がします。以上です。

加納委員長：一つ一つ云々ということではないのですけれども、もし事務局の方で今の長原委員の方から出た分について、これについてはこういう考え方で進めているのだとか、また、他の委員さんも、それについて同様の意見をお持ちになっている方もいらっしゃるかも知りませんので、修正できるようなものがあれば、ちょっと答弁をいただきながら、これについてはこういう形なのですということであれば、それはそれで、また皆さんからご意見をいただきながら進めたいと思うのですけれども。

冒頭に述べさせていただいたとおり、今日第4章についても原案を確認したいという旨のお話だと思っておりますけれども、その中で具体的な、必要に応じて修正だとか追加があれば、それも入れながら確認をしていきたいというふうにお話しておりますので、そういうふうにとめていただいて、もしここにこういうことを入れたらいいのではないかとかというご意見を含めて、全部が全部ということではないのですけれども、そういうご意見をそれぞれいただきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひします。いいですか。では、事務局お願ひします。

佐々木計画班長：只今の長原委員のご発言ですけれども、まず1点目、国道231、これ1本が背骨のご承知のとおり走っておりまして、これに何かあったときの代替交通といいますが、水上交通、まさしくこういうことも専門部会、事務方の方でも話をしたり、いろいろいたしましたけれども、あくまで非常時といいますが、そういう部分でありまして、常設といいますが、常時交通として確保するのは、いるのかどうかという部分は、ちょっとなお検討をしていく必要があるのかなというふうに思います。水上交通の分については。

それと、11ページの国保の記述についてなのですけれども、こちらにつきましては、この部分だけ確かにちょっと急に細かい話となっておりますけれども、全体的に理念とかそういう部分を掲げている文章にあって、ちょっと異質といいますが、違和感があるという感じもするのは確かかなと思います。ちょっと前後とバランスをとりながら、こちらについても検討させていただきたいと思いますが今ちょっと考えたところでは、要検討かなということです。

それと、14ページの商業・流通業、そして工業の振興、この2項目のあたりの話につきまして、工業の振興の段落の一番最後の方の、産業の育成及び誘致を図りますということで、こういう考え方を加え、すなわち言葉を加えるのですけれども、そのとおりとさせていただきたいと思ひます。

それと、新市の一体性をどこかで位置付けるという部分なのですけれども、こちらについては、そもそも第4章、大前提は、やはり合併するとした場合は一体的な、第3章で言っていますように、一体的なまちづくりを目指すという大前提がございますので、今、一つのまちとみなして、すべてをそういう考えの大前提に基づいて作っているところなのですけれども、よりもっとはつきりと地域核と、そして中心都市核とのつながりとか、密接なつながりのための施策といいますが、重点的なものとか、そういう部分につきましては、これも、もうちょっと検討をこちらの方でしてみたいなと思ひます。以上です。

加納委員長：長原委員、どうですか。長原委員。

長原委員：わかりました。それで、その一体感の話なのですけれども、もう少し言わせていただければ、昭和50、60年代の石狩市議会の議事録といたしますが、見ていただければわかるのですが、議会を開くたびに、もう新旧融合、新旧融合と。この新旧融合をどうするのだということが質問にない議会がないぐらい、いろいろ議論したのです。

それは何の話かといいますと、新しく石狩市に団地ができて、その団地住民の皆さんとなかなか、それまでのお住まいだった住民の皆さんとの意思疎通がうまくいかないと。そして、いろいろなことが起きてくる訳なのですよ。ここまで言っているのかどうかわかりませんが、例えば学校のPTAを開きますと、新しい団地の、札幌から越してきた団地の人たちの意識と、それまでそこにお住まいだった方と大分意識が違うのですね。PTAを開くと、あなた方は新しく来たのに、そんなことを今からごちゃごちゃ言うのはおかしいではないかと。まだあなた方は言う権利がないみたいなことを言う訳だよ。新しく越してきた方は、学校のPTAでもなかなか発言できなかったなんていう話もいまだに残っているのですよ。

これは、決していいことではない訳で、しかもこの合併問題として非常に大きな課題として、そこが、そういう状態になるとは言いませんけれども、どうやって本当に一体感ができるのか。地域としての、本当に一つのまちとしての共通感が生み出すことができるのかと。おらがまちは昔からおらのまちだから、おらはおらだということにはやっぱりならないのではないかと。そういうふうにしていったら、またまずいのではないのかという気が私はするので、そういう点ではこういう、将来の構想ですから、そういうものを、テーマとしては一体感ということがここで具体的に何回か強調されていますので、それが具体的にどうできるのかということについては、やっぱり考え方だけでも何とか示せないかという気がいたします。方向性として。

それが、この将来構想としての一つの位置付けとしては大事な部分かなと私は思うので、あえて強調させていただきました。検討されるということですので、少しそんな意見もあったということ踏まえて、事務方でも少しそういうことを、どの程度どう具体化できるかという点で知恵も出してみただければありがたいかなという気がします。以上でございます。

加納委員長：他に。大山委員。

大山委員：今の一体感ということについて、ちょっとお話ししたいと思いますけれども、一体感というのは、はじめから作られてスタートするものではないと思うのですよ、私は。例えば、市町村合併がまとまったとして、1市2村の住民の皆さんがいろいろ交流する中で、当然いろいろの摩擦は出てくると思います。その中で不都合な部分を、走りながら、こういうところは不都合だからこういうふうにして改善してもらえないかと。そういう相互の話し合いの中から次々に解決されて、その一体感が醸成されていくのだと思うのですよ。したがって、一体感が生まれるまでの間には一定の熟成というか、醸成というか、そういう時間がどうしても必要だと思うのですよ。

ですから、一番最初から一体感のあるまちづくりと申して、理念としては当然そういうことになるだろうというシミュレーションのもとにまちづくりを進める訳ですけれども、最初からその一体感というのはないのが当然だと思うのですよ。当然、今まで生活していた基盤が違いますから、それが一緒になって、では仲よくやりましょうやということですから。

だから、例えば若い者同士が結婚するときの話に例えても、結婚するまでの間にも、仲よくなるまでのお互いに意思確認する、そういう、一体感になるまでの間のそういう時間はどうしても必要ですよ。だから、最初から一体感があるのだという、そういうことで考えを言い出すと、

なかなか話はまとまらないと思うのですよ。

やはり、市町村合併がなったとして、なったらその中でいろいろな摩擦が生まれてきて、それを相互の理解のもとに、これ何とかしてもらえないかと。そういうことで協議して、少しずつ、少しずつ改善されて、ある一定の時間がたったときにやっと一体感というものが生まれてくるものだ、私はそう思っています。

それから、もう一つ聞いておきたいことがございます。

先ほど、長原委員からも質問がありましたけれども、14ページの石狩湾新港地域の立地条件を活かした卸売・流通関連の事業所誘致ということなのですからけれども、その卸売ということ、あるいは流通と、このことに関しまして、どの分野、どの程度のものが想定されているのか。ただ一般に卸売と言われても、例えば生鮮もあれば、一般の完成品の流通もあれば、いろいろありますよね。その中のどの部分を想定して、この卸売という言葉で表現されているのか。

その辺の、もし、想定した上でつくられているのであれば、こういうような企業体を誘致したい、例えば、今札幌市には中央市場がありますよね。もともとあの中央市場も石狩湾新港地域に来るという話も相当前からありましたよね。現実にはもう札幌市の市場、今はあそこに新しく立て直して、もうあれはこっちへ来ないですよ。だから、そういうような、例えばこの地域の発展を担って、ここで例えばそういう卸売市場みたいなものを建設しようとしているのか、それとも繊維流通センターとか、あるいは他の完成した商品の卸売センターみたいなものがありますよね。そういうものを想定しているのか。どの辺を想定しているのでしょうか。

加納委員長：事務局。

佐々木石狩市企画調整課長：正直言って、個別の業態みたいなものまで想定してこの文言を組み立ててきたという訳ではないのですけれども、一般的なイメージとして申し上げますと、卸売市場といったようなものまでは考えておりません。今、新港などで進出が比較的多くなってきたと思われる総合的な物流センターですとか、共同配送システムの中核施設ですとか、そういったようなものをイメージした記述であります。

加納委員長：大山委員。

大山委員：そうすると、一般消費者から見れば卸というふうにはなりませんよね。例えば卸売が開設されて、そこに一般消費者が買い物に行けるとか、そういうこととは違うのですよね。

加納委員長：事務局。

佐々木石狩市企画調整課長：そうですね。

加納委員長：よろしいですか。

大山委員：わかりました。

加納委員長：では他に。浅井委員。

浅井委員：先ほどの12ページの安全な消費生活の確保なのですが、市民の食の安全を確保し、豊かで安全な消費生活を送ることができるようにするというのは、これは大変大事なことですし、ここで入れていただいたのはいいと思うのですけれども、それであれば、消費生活の意味をもう少し膨らませて、例えば詐欺・悪徳商法とか、サラ金・ヤミ金とか、こういったことも、今までそうなのですが、これからも引き続き大きな問題である可能性をはらんでいる訳でして、こういったものに対する啓発や相談などの事業を展開すると。こういったこともできれば加えていただければと思います。

それと、もう一つ質問なのですからけれども、9ページの公共交通体系の維持充実なのですが、軌

道系交通機関などの導入を促進しますと。この促進しますというのは、もう本格的にそれに向けて取り組むという意味で理解しますが、軌道系交通機関といってもいろいろ種類があると思うのですよね。例えば地下鉄とか、地面の上に線路を敷く鉄道とか、あるいはモノレールとか、いろいろあると思うのですけれども、その中でこういったものを想定されていて、事業主体はどこになるのかと。そういったものをある程度念頭に置かれているのか、それともまだ研究段階なのか、それをお聞きしたいと思います。以上です。

加納委員長：いいですか、事務局。お願いします。

佐々木石狩市企画調整課長：まず、最初の消費生活に関する部分ですけれども、食の安全などに関する記述の後に、「啓発や相談などの事業を展開し」というくだりがあるのですけれども、ここがまさしく悪徳商法なども含めた相談・啓発といったようなことをイメージして書いております。あまり、詐欺とかというような言葉を使うのは、ここではどうかかなということで、今現在もやっている啓発や相談事業の中で、そういったようなことを現に取り扱われておりますので、そこまで記述する必要はないかなというふうに判断いたしました。

それから、もう一つ、軌道系の方なのですけれども、導入促進という表現で、かなり具体的な取り組みを非常に早い段階で始めるといったように、もし受け取られるとすれば、この部分の表現は、ちょっと私どもとしてはいいかなと正直言って思います。これは、あくまでも新市として導入に向けて頑張りますということを表現したつもりでありまして、当然それを現実のものにするためには、新市だけではなくて、例えば札幌市なのかどうなのか、あるいは民間事業者なのか、そこら辺のジョイントみたいなものも体制を作っていかなければなりません。現実的には、まだそこら辺の枠組み自体が全く見えておりませんし、それから機種についても、何が本当にいいのかということについての最終結論もまだ出ていないという状況です。

とにかく、ただ、新市として、札幌市方面との輸送のメインである軌道系交通機関の旗をおろすということではできないという、決意表明というようなニュアンスで入れたつもりであります。以上です。

加納委員長：よろしいですか、浅井委員。

浅井委員：はい、わかりました。

加納委員長：この安全な消費生活の関係ですけれども、全体としてでき上がったものについては、これ市民の皆さんにさらしていくことになりますから、そういう意味では今浅井委員から指摘のあった部分について、確かに私たちから見れば啓発や相談などというのは、そういうことのイメージが浮かぶだろうけれども、やっぱり市民の皆さんがこれを読んだときに、そういうようなことをイメージするかというと、なかなか難しいかなと思うのですよね。ですから、そういう面では、表現がきつくない程度の、そういうような表現の仕方ということもちょっと考えていただいた方がいいかなというふうに思いますので、検討してください。では、小池委員、どうぞ。

小池委員：2点ばかり要望です。まず、全部の項目にほぼ関連すると思えますけれども、例えば上下水道なら上下水道、道路についてですけれども、この記述に限ればなるほどと思えますけれども、一体それでは現在はどういう状況になっているのだろうかという疑問をみんな持つと思うのです。それについては、1章・2章でも触れていますから、書いてあるではないかということではなしに、私はできれば骨格というか、要点を、その文章の最後のところに、現況はこうなっているのだというのを書き込んでいただけか、あるいはそれは大変な作業量になるという



のであれば、これは製本の時点になるのでしょうかけれども、何ページ、関連しているので参照というふうな言葉を書き込んでいただければ親切ではないかなというふうに思います。

それから、もう一点ですが、11ページの福祉関係、点線内のハンディキャップという用語ですが、これは細かいことではなくて、大変重要だと思いますが、今役所でもハンディキャップという言葉は使ってはいけないのではないですか。ですから、福祉関係というのは慎重な言葉の使い方をご注意をされて、たしか私の知っている限り、心身に障害のある人たちとか、そういうことは、ハンディキャップというのは役所の用語でもなくなったような気がしますので、お調べいただいて、直せるなら直していただきたいと。まず、2点だけです。

加納委員長：ちょっと事務局で考えてください。時間も1時間、ちょうど経過しましたので、ここで10分程度休憩したいと思いますので、よろしく願いいたします。

(休憩)

加納委員長：休憩前に引き続き、会議を再開したいと思います。

まず、事務局の方からお願いいたします。

佐々木計画班長：まず、先ほどの小池委員からありました、現状の部分、この4章も、将来目指す姿みたいな方向を書いている部分に書いた方がいいのではないかなということなのですが、委員もおっしゃっていましたように、1章のところ、細かく書き連ねているものですが、それを要約したとしても、またちょっと書いてしまうのは、二重書きと申しますが、ちょっとしつこいかなという感じもあるのかなと思います。それで、書くのではなくて、委員の方から提案があった注釈、参照というような記述と申しますが、表示をどこぞ、それぞれ丁寧さという面で書くか書かないかという部分は、ちょっと検討させてください。そんなことで、4章についてはそういう構成を考えてみたいと思います。

それと、11ページのハンディキャップの言葉なのですが、ちょっと担当の方に確認しましたところ、言葉として使用は差し支えないと申しますが、OKだということです。

ただ、今の皆さんの感覚と申しますが、このハンディキャップという言葉はちょっと使わない方がいいのではないかなというような結論と申しますが、判断をしていただきまして、ハンディキャップという言葉を使わないということが決まりましたら、また持ち帰らせていただいて、それにかわるような、意味合いが大きくずれないように、別な言葉を考えたいと思います。ハンディキャップを使うか使わないか、この点につきましては委員の皆さんでちょっと検討していただきたいなと思います。以上です。

加納委員長：今、事務局の方から逆提案されたのですが、どうでしょうか。このハンディキャップという言葉について。

小池委員：僕としては、我々が議論するのもまたどうかなと思いますので、事務局にお任せした方がいいかなというのが私の意見です。

加納委員長：わかりました。では、そういうご提案をいただいた小池委員の方から、事務局にということでのお話がありましたので、よろしく願いします。他に。沢田委員、どうぞ。

沢田委員：さっきからいろいろと話が出ていましたけれども、この道路・下水道の整備と書いていっている中で、さっきも長原さんかだれかが言ったと思うのだけれども、国道や道道等の幹線道路網の整備、こう書いていますけれども、これで十分意を尽くされていると思うのですが、私、もし入れてもらえれば、国道231号線石狩・浜益間の、国道や道道等の幹線網の整備と、この辺に入れてもらえないものだろうか。国道231号石狩・浜益間の拡幅や道道等の整備と

かと。こういうふうには入れたらまずいものだろうか。それとも入れづらいものだろうか。

加納委員長：どうでしょうか。沢田委員。

沢田委員：非常に混雑して狭いんだよな。道路が。

加納委員長：はい、岸本委員。

岸本委員：それは大橋を含めて重点プロジェクトの中に入れてもらった方が、より具体的でいいのではないですか。

加納委員長：でも、確かにここの地域の国道といえば、それは言わなくても231号線かもわからないけれども、それでも、231号線という表記はあってもいいかなという気はしますけれども。これ国道の関係は2カ所あるようですが、事務局お願いします。

佐々木計画班長：今の関係ですけれども、実はちょっと岸本委員とお話しして、重点の方というような考えも、確かに事務方としてもあるのですけれども、具体的にあまり絞った部分を言ってしまうと、特に国道整備というのは村なり市が単独でやるという話ではなくて、どちらかというとなり道なりへの要請事項に近いような部分になりますので、あえて漠然として済ませておいたのですけれども。

ただ、例えば、この国道ですとか道道、いわゆる幹線に、大動脈となるような道路の整備というのは非常に重大な事項ですので、この後といたしますか、構想の最後の第5章で、重点施策、重点プロジェクトとして位置付けるというようなことも考えておきまして、そちらでは、例えばもうちょっと具体的に国道231の、いろいろな要素があると思うのですよね。冬の対策ですとか、歩道は今大分進んできているようですけれども、冬の吹雪対策ですとか、拡幅まで、ちょっと具体的にイメージがぱっと思い浮かばないのですけれども、複線化とかですか。そういう部分を重点プロジェクトとして書くと。そのときに具体的な路線名を出せる範囲で、路線名といたしますか、具体的に読み取れるような部分を、構想として出せる範囲で出していこうかなと思います。

ですから、ここの記述では漠然としているのですけれども、国道・道道という、太い動脈というか、幹線の部分を、整備の総合的な促進というのを強調して言うておくということを考えております。

加納委員長：よろしいですか。

沢田委員：わかりました。

加納委員長：他、どうでしょうか。池端委員。

池端委員：9ページです。9ページの情報通信網の整備というところなのですが、中盤の3段目から、ちょっと注釈というか、参考とも思えるような、ポイント数がちょっと小さくなって書かれている部分の下から2行目、個人間の情報格差発生を防ぐため、市民への情報化の普及啓発を行いますというふうに書いてあります。

ここの一連のちょっと表現というか、内容を見てもみますと、教育関連施設であったり、公共施設の情報をネットワーク化していくという、その通信網を整備していくという話の中で、個人間の情報の格差の発生を是正する、防ぐというふうに表示、書かれている訳ですよね。

これは、例えば、その情報通信網の整備を個人にまで普及していくというような意味合いにちょっととれるのですが、ここはどういうふうな形になっているのでしょうか。

加納委員長：事務局、お願いします。

佐々木石狩市企画調整課長：ここはIT化が進むと、例えばコンピューターを使える人と使えない人との間で、情報を入手する機会、それ自体が大きく差が開いてしまうといったようなこと

はうまくないというような観点で書いているものです。要するに情報を入手する上での機会均等を図らなければならないという問題意識です。

英語ではデジタルディバイドの解消といったような表現でされる部分が多いのですが、ここではまさしくそういったような意識で記述したものであります。ただ、ここにある、個人間の情報格差発生を防ぐという表現では、今私が申し上げたような意図が十分伝わらないような気がするというのは、委員ご指摘のとおりかなというふうに思いますので、これについてはちょっと事務方でもう一度表現を検討させていただきたいと思います。

加納委員長：よろしいですか。

池端委員：よろしくをお願いします。

加納委員長：はい、岸本委員。

岸本委員：今の池端委員の意見に関連してですけれども、確かに個人間情報格差ということで今答弁、それがあったのでは、一部理解するところもあるのですけれども、ただ、ここに書かれている情報の整備というものは、どちらかというと行政から市民に対しての一方方向の情報の整備ではないかなというような印象を受けるのですよね。今の時代は情報の発生源も多様化しておりますし、必ずしも自治体だけが情報の発信源ではないと思うのですけれどもね。

ですから、例えば、厚田さんにも何カ所があるかと思いますが、浜益にも今6カ所か7カ所、テレビの共聴をしているところもあるのですよ。将来は、2011年でしょうか、テレビもデジタル化になるということで、そこでやはり、地域によっては個人間の情報格差というのは開いてくると思うのですよね。ですから、自治体から一方的に市民に流す情報の他に、やはり一般的な情報源というのはテレビだと思うのですよね。市民にしてみれば、だから、テレビから得た情報と、我がまちが発する情報との格差によって、我々が受けている行政サービスというのはどの辺の水準にあるかということは、そういうような比べ方をして、私たちの生活はいいのか悪いのかという判断の材料にも一つなっていると思うのですよ。

ですから、そういう、地域によってはまだ共聴世帯もあるということも認識してもらわなければならないし、将来それらを時代に合った情報設備に改修していく段階では、やはりそれぞれの地域で過疎、人口減でなかなかやりにくくなってくる地帯もありますので、それらも十分に踏まえた情報通信網の整備ということに立って考えてほしいなと思います。

加納委員長：どうでしょうか。私も、委員長になっていきますけれども、ちょっと思うところがあるので、いいですか。私も委員の1人なので、聞いてください、話を。

先ほど長原委員の方から、道路の関係を含めて防災のことでご意見があったと思うのですが、私もこの10ページの防災体制の整備の部分のところに、やっぱりさっき言ったそういう災害時の、さっき言ったように国道が1本しかないという部分での、ライフラインの確保という部分の位置付けというのは、ちゃんとこの中に示した方がいいのではないかなと思うのですよね。

ただ、そのライフラインの確保の部分で、海上輸送ということになるのか、空輸だとかと、いろいろなことが当然考えられると思うのですが、それはそこまで言うと、また具体的に細かい部分という話になりますから、せめてそのライフラインの確保的な部分のことの表現というか、位置付けは、私はあった方がいいのではないかなと。

それがあつたことで、例えば長原委員から指摘のあつた国道云々という部分のことの、なつた場合でも、そういう部分は、また違つう形で、そういうライフラインの確保はしつかりできるのだよということの表現にもつながつていくと思うのですよね。その仕方はいろいろあると思いますけ

れどもね。ですから、やっぱりそういうものは表現としてあった方が、また位置付けした方がよろしいのではないかなと。ここの中では、どうしてもそういうことを受けとめられるような文章がないものですからね。ですから、そういうものも要望として検討していただきたいなと思います。他、どうでしょうか。河合委員。

河合委員：防災の関係についてちょっと。ご案内のように、十勝沖地震で苫小牧の出光の石油タンクが、かなり長い間にわたって火災が起きたということで、今日の新聞、道新に出ていたのですけれども、人件費が5千何百万、その超過分がかかって、消火泡剤が全国から取り寄せて、消防でやったのが8,000万ぐらいというようなことで今日出ていまして、そういう観点からいくと、やはりこの10ページの文章の中では、あくまでも市民と行政とのだけの防災に対する対策なのですけれども、新聞でも賠償というか、会社に、出光から補償してもらおうというような話も出て、もらえるのかもらえないのかわからないけれども、そういう複雑な世の中となっていくので、企業との部分も何とか入れて、事前にそういう協議もしておいて、いざというときにはそうしてもらえようということも、考えなければならないのではないかと思います。現実の問題として。

加納委員長：大山委員。

大山委員：今の関連で、石狩市が企業誘致する場合に、そういう災害の発生した場合の責任、例えば、今石油のことが出ましたけれども、ガスもあるので、石狩湾新港には、当然将来何らか、例えば地震になるか津波になるかわからないけれども、そういう災害が発生した場合に、そういう施設が破損されて、ガス爆発が起きるか、火災になるのかわからないけれども、そうなった場合、市がそれに対して消防体制でも何でも当然当たりますよね。その場合の支出に対する補てんとかは、企業との間に今現在は何も交渉していないのでしょうか。そういう部分についても、これからの企業誘致するに当たっては、もしこういう事件が発生した場合は、企業にも応分の負担をお願いするような、そういう条項の取り交わしということも必要になってくるのではないのでしょうか。

加納委員長：私が答える話ではないですけれども、ただ、団地の中にも自主消防組織というか、そういうものもあって、その範囲の中でやるような形、もちろん市の方からも行きますけれどもね。ですから、その辺のところの絡み合いがどうなのかなという。向こうの中で範囲で済む部分については、当然向こうの方の中で人員も含めて、そういう、もちろん消火器を含めて、消防的なものもみんなありますから、その範囲で済めば、別に市が云々ということにはなかなかならないと思うのですけれども、うちから出動するだとか、そういうことになってくると、その辺の取り決めというのは基本的にはないですよね。補償云々という話は聞いたことがないですね。だから、あの範囲の中で済んでいる分には問題ないのですけれどもね。今、河合委員からもお話あったとおりで、そういうことが、それを超えるような形になったときに、自治体としてどうするのかなということについては大事だなと思うのですけれども。はい、河合委員。

河合委員：今後、いい教訓で、そういうこともやっぱり検討しておかなかつたら、金額が、厳しい財政の中で、1回あるごとに1億3,000万もかかるというようなことになると、これ大変な問題なのでね。

加納委員長：長原委員。

長原委員：今の上級法といいますか、法律の規定との関係も出てきますよね。今、新港の件で言えば、あと石油タンクが1つできたら、石油コンビナート法の指定地域になるのですよ。まだ

なっていないのですよ。石油コンビナート法の指定になると、これ道の防災との関連になってくると、企業防災組織を義務的に設置しなければならないと、そういうものが出てくる訳ですよ。ですから、その石油コンビナート法の適用時点で、今出されたようなご意見が、その時点でどう具体化できるかの検討の時期になるのではないのでしょうか。まだ少し先の話になるかなと。

ただ、今回の件は石狩市として直ちに、せつかく話が出た機会ですから少しお話しておきますと、危険の関係は大丈夫かということもしたのですが、実際には石油タンクに多少の異常があったのですよ。異常が発生したのだけれども、それが消防本部に通知されるのにかなり時間が置いて通知された。苫小牧と同様の問題点はその中にあったという経過があるのですよ。それに対してどう対応するかと。これまたなかなか、河合委員もよくご承知のとおり、消防本部の体制の問題と関係が出てくるのですよ。なかなかその辺がうまく機能的に機動しなくて、まずいのではないかと、このままでは、という話も今市議会の中では何回か出ていますがね。こういう機能の仕方では、果たして、何かあったときにどうするのだと。これちょっと別な課題になってしまうので。

加納委員長：よろしいですか。

河合委員：その辺については、また新たな時点で考えましょう。

長原委員：別な話になってしまうのでね。もう河合委員、よくご承知のとおりでございまして。

加納委員長：当然、新市の構想の中でそういうことも含めて、次の課題としてそういうことも検討されることになるし、また、しなければならないということになると思いますので。他、どうでしょうか。小池委員。

小池委員：すみません、もう一点お聞きしますが、この中に農林業、それから漁業の振興ということに触れておりますけれども、先だって市内のある広報紙に、Uターンというか、あるいは脱サラの人が4人ばかり農業に挑戦をしているという記事が載ったのですが、大変うれしい話だと思うのですが、つまり農業を新たにやりたいというような人の潜在需要というのは、実際はあるものなのですか。それは、例えばどこかで統計をとっているとか、あるいは調査しているとか。

それから、もう一つ、漁業ですが、私はちらっと聞いたことがあるのですが、定着する、あるいは漁業を離れる人については、何か漁業権か何かがあって、とても難しいというふうなことも聞いたことがあるのですが、要するに新たに農業でも漁業でもやりたいという意欲のある人を呼び込むために、何か障害があるのかどうか、その辺のところを、もしわかったら教えてもらいたいと思います。

加納委員長：はい、大山委員。

大山委員：漁業の場合は、今、浜益村で担い手育成条例を作って、例えば、村外からでも、将来漁業を浜益に来てやりたいという希望者があれば、今現在漁業をやっている人のところへ、最初は見習いで入って労働してもらおうと。その期間に対し、雇い入れる漁業者に対しても村から助成があるし、本人に対しても助成があるのですよ。それで、何年かたって本人が決意して、ではここの組合員になって漁業をやるということになる、そうすると今度は村も支援するし、合併すれば市になるのだろうけれども、今現在では浜益村でもそれに対する支援、それから漁協でもそれに対する支援と、こんなふうになっているのですよ。それで、村では担い手育成条例でもって漁業支援者に対する、あるいは農業支援者に対する、あるいは商業支援者に対する、そういう支援条例ができていますよ。

だから、法的にそういう、例えば村外から来て農業をやる、漁業をやるということに対して、

ちょっと農業のことについては農地法の関係とかいろいろあって、私専門外でわからないのですが、漁業の関係ではあるみたいだね。そういう経路を経て。

なぜかという、漁業関係者の後継者がいないのですよ。それで、今いる人方がもし高齢で漁業ができなくなると、漁業が壊滅してしまうというおそれがあるものですから、今の漁業者の後継者でなくても、新たに村へ来て漁業をやりたいという希望者があれば、そういうところで、まず実地に訓練というか、体験してみて、やれるかどうか、そういうことを経験してもらって、もしその期間中に本人が、これはやれるということになると、何年かかって、普通、昔からいうと弟子入りという関係で、要するに熟練してもらって、自分一人でできるようになった段階で、漁業権を申請して取ってもらって漁業者になると。そういうことらしいのですよ。

農業についてもおそらくそういうようなことがあるのだと思うけれども、ちょっとここに関係者もいるから、そっちの方はこっちの方から聞いた方が詳しいと思います。

加納委員長：はい、沢田委員。

沢田委員：漁業の場合、確か厚田の場合だったら、補助金だとかそういう助成の対象はないと思うけれども、厚田村の漁業に1年を通して120日間従事して何年間とか決まりがあるのだよな。そして、漁業協同組合に組合員になりたいという申請をすれば認められるという、そういう決まりはあるみたいですよ。

加納委員長：大山委員。

大山委員：ただ、漁業はそういうことで大丈夫だろうさ。農業については、ちょっといろいろ法律が難しいみたいだから、おれらにはわからない部分があるから言えないけれども。

加納委員長：岸本委員。

岸本委員：要するに問題は、技術的な面についてはそういう熟練期間、2年なら3年、そういう実際に漁業とか農家をやっているところに入って勉強する期間はあるのですけれども、問題はその後の支援体制なのですよ。基本的には浜益はないと思いますよ。自分で新たに機械を借り入れて、資金をね。それに村が債務保証するとかという制度は、今のところはないですよ。だから、そこまで行き着く、受け入れる窓口は開いたけれども、その後のフォローというのは、まだどこもないと思いますので。一番肝心なのはそこだと思えるですよ。

加納委員長：河合委員。

河合委員：石狩はやっているのではないかい。高岡に入っている、ミニトマトをやっている、何か支援しているのでは…。

加納委員長：長原委員。

長原委員：ええ、支援はしているのです。支援って、ただ、財政的な支援をするということではなくて、例えば、農地を斡旋というのですか、また、耕作する品種を、こういうものなら採算合いますよと、計算を立てて。こういうふうになれば合いますというようなことで支援するとか、いろいろな形の支援というのは当然行っているということですよ。資産の保障というのですか、そういう現金的な、そういうことではないと思います。

加納委員長：河合委員。

河合委員：厚田でも1人、農業改良普及員をやめられた方の息子さんが20代で、そして新規就農で土地を借りてハウス栽培をやっているのが1件あります。ただ、今言うように、金を貸している、そういう支援はしていませんけれども、自力で、お父さんの退職金もあるだろうから、それでお父さんと、農業普及員ですから、それと息子さんとお嫁さんと3人で来て、やっている

のが1件あります。

加納委員長：はい、小池委員。

小池委員：だから、私なぜそう言うかということ、新市になって、農漁業の振興の中で新しいプロジェクトとして、潜在的に需要があるのであれば、市を挙げて、例えば新聞なり、テレビなりでコマーシャルを打ってでも、そういう新しい住民の誘致というか、開拓ができるのではないかなと、ふと思ったものですからね

大山委員：できればそうしたいですね。

小池委員：ただ、実状がわからないものですからね。

岸本委員：現状からいけば、そういう土地に関しても、特に浜益なんかも高齢化して後継者もいないと。やっぱり空いてくる土地というのはだんだん増えてくるのですよね。かといって、では地元にいる若い人が、それを買ってまでもやろうかという時期ではないのですよね。そこまで投資して採算が合うかという時代でも、また、ないのですよね。

確かにそういう土地があって、他から来てやりたい人があって、やってもいいですよという、そういう環境は作れるのだけれども、あと、では資金的な面でやっぱり行政がどこまでそのリスクを、個人にどこまでも負わせるのか、それとも行政も振興という考え方でリスクはある程度背負うのかとか。やっぱりそういうことまでしてあげなかったら、本当に育っていかないと思うのですよね。大体、地元でさえも離農した方の農地を、では右から左に買ってくれる人がいるかといったら、なかなかそういう環境にないですから。

仮に今の、漁協さんもそうでしょうし、農協さんもそうですけれども、やっぱり組合員の金融というよりも、やはり今はもう農協も漁協も一般の金融と同じ体制で金融業務をなささいという指導になっていますので、やはり組合員だけに甘い融資の仕方をするということにはならないのですよね。やっぱりそれなりに債権保全を考えた融資のあり方ということで、だんだん査定も厳しくなっているものですから。だから、意欲だけがあって、ではそれに投資するかということにもなかなかならないのですよね。

そういう、だからリスクをどこかで回避して、行政がどこまで面倒を見てあげられるのか。個人がどこまでリスクを背負って、それに入ってもらえるのかということ、やっぱりちゃんと言いながら決定してもらわなかったら、地域としてもやっぱり困るでしょうし、本人の将来としても困るのではないかなと思うのですよね。

大山委員：もしやるとしても、個人ではなくて漁業法人か農業法人という形で、何人が集まって資本を出し合って、作業もみんなうまく会社組織みたいな形でやらなければ、もう個人では到底及ばない時代に入ってきていますよね。

沢田委員：厚田や浜益だったら、農業、ここに河合委員がいるからあれだけれども、土地条件も悪いからね。何作ったってコスト的によそより高くなると思うよ。土地条件悪いもの。

小池委員：現実には幾ら旗を振ってもだめなんだ。

沢田委員：だって厚田村では、前に国営でもって開拓パイロットをやって、何人も入ったのだけれども、そのときは国営でもって全部補助金で応援してくれたものも、今だれもいないのでは...。みんな引き上げてしまって。全部離農してしまった。

河合委員：それは酪農なんだけれどもな。

沢田委員：酪農だったけれどもね。

小池委員：大事なスペースを使って、ここ書き込んでいるのだから、何とかしたいね。

大山委員：産業を育成するという観点からも、ぜひとも何らかの方法でそういうことをやるべきなのですよ。

岸本委員：ただ、幸いなことに、今BSEの関係があった以降は、やっぱり国内産農産物に対する消費者の志向というのは、だんだんそっちの方に目が向いてきていますからね。今までと違ったやり方、オーガニックといいますか、肥料、有機野菜とか、そういうことをもう少しうまく取り入れてくれば、多少は小さい面積でも収益性の上がるようなものが育っていけるのかなと。

大山委員：やっぱり食の安全がそこに出てくるのだわ。安全でおいしい野菜をつくれれば需要が出ると。

河合委員：だから、やりようですよ。

長原委員：石狩ではそれを推進するのに何とかならないかといろいろ研究して、高岡のミニトマト、これをもう少しブランド化し、また、付加価値もつけて、そして、ここならやれるのではないかということで、今一生懸命研究して推進しているのですけれどもね。果たしてどこまで成功できるか、ちょっとわかりませんが。

岸本委員：小池委員の言われることに、そういうことを思ってくれるということは大変、実際に農家をやって今生活している者もいますからね。だめだということはないですよ、絶対。

加納委員長：そうですね。

沢田委員：委員長、本題に入って、先へ行きましょう。

加納委員長：今、小池委員の方からご指摘のあった部分について、これは農業・漁業の方を含めて、担い手という部分で、それぞれ育成ということで書かれておりますので、その辺にプラスアルファ、今みたいなちょっと夢が描けるようなことが表現として書ければ、事務局でちょっと検討していただければと思いますので、よろしくお願いします。他、ございませんか。はい、どうぞ。

河合委員：長原委員、この消防、長原委員にも聞いてもらって、消防体制の整備、この部分で、いわゆる先ほどちょっと聞いて、本部の体制のこととか、ここに消防力の強化というようなことで文面が入っているのですけれども、この中でどこかに消防体制の確立とか強化という、そういう言葉をちょっと入れられないかなというような気がしますけれどもね。

長原委員：私も気になったことなのですからね。あまりちょっと...

河合委員：あまり露骨に出すと。

長原委員：そうそう、そういう感じがね。あまり生々し過ぎるかなという気もしたから言わなかったのだけれども。確かに、ただ、そこがお話出たからあれですけども、一部事務組合の5カ町村全体が、この合併協議の中でどういう格好になるかということまで、ちょっとはっきりしない面もあるし、それがなったときに、そうしたらどういう体制、方向性が妥当かというのは、また、これからもう少し状況を見ないとわからない面がありますよね。ただ、一般論として、消防体制組織の強化ということは、一般論としてはもう必要なことははっきりしていますので、それくらいの言葉が入ってもそんなに抵抗感があるとか、何か対外的にぎくしゃくすることにもならないのかなという気もするのですが。また、見る人が見ると何かね、という気もするので、どうしたものかなという気もしないでもないですがね。

沢田委員：書くからには特異なことを何かやろうとしているのかという、やっぱりそう読み取る人だっているよね。何やってくれるのかと。

河合委員：ただ、はっきりと、この体制の中では、消防署については、いわゆる厚田・浜益に



については支署になる訳ですから。本部が、今は当別なのだけれども、今度は石狩に、はっきり石狩ということであっていますし。そして、支署になる訳ですから。その辺も含めてちょっと、北石狩衛生組合の問題もありますので、あまり生臭い話もできないけれども。

加納委員長：これどうなのですか、事務方として。今、この中では消防力の強化という程度に終わっていますけれども、今言った消防体制組織の強化というような表現を入れた場合には、やっぱりいろいろとハレーションが起きるようなことは考えられるのですか。はい、事務局。

清水事務局次長：正直言いまして、今長原委員がおっしゃったように、一部事務組合、消防の事務組合の問題につきましては非常に、ご存じの方は多々いらっしゃると思いますけれども、微妙な問題を含んでおるのが現実でございます。その点について、まだやらなければいけないという、一部組合員についての検討について入らなければいけないというのは、水面下で行われているような状況でございます、本格的なまだ議論という形には至っていないのが現状でございます。

そういったことの状況も踏まえまして、消防体制の分につきましては、今回の厚田・浜益は支署という形、これは体制という形で名前が変わるというぐらいの意味でございます、現実の消防体系については何ら変わる場所ではないのですけれども、それとは別に、消防の本当の実質面の体制についての分は、やはり強化していかなければいけない。制度的にも一組の分も内々に含んでいるのですけれども、強化していかなければいけないという面もあります。

先ほど言った微妙な背景もありましたので、それらを全部含めて消防力の強化ということで表せていただいたという、これが事務方の考え方なのですけれども。

加納委員長：よろしいですか。要するに、この程度の表現ということでもいいという、いいという訳ではないけれども、現状としてはこれでいくということで。他、ございませんか。

(「なし」の声)

加納委員長：なければ、皆さんの方から先ほどそれぞれご指摘があった分について、事務局の方から、修正したり、つけ加えたりする部分のところを含めて、それ今確認できますか。先ほど言った分については。もし、できなければ、次回のときに、その確認を含めて次の章にということに入っていくこととなりますけれども、皆さんよろしいですか。

(「異議なし」の声)

加納委員長：では、そういうことで、それでは今の部分を踏まえて、第3章のまちづくり並びに第4章の新市の施策の方向と原則につきましては、一部修正を次の委員会で報告いただきますけれども、総体として原案のとおり確認をさせていただきたいと思っておりますけれども、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

加納委員長：そういたしましたら、次回の委員会で、今日の修正の部分を含めて確認をさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願います。

### 3 その他

加納委員長：それでは、以上、本日予定されている案件についてはすべて終了いたしました。事務局から次回の開催日時等について報告をさせます。事務局。

佐々木計画班長：今回は、本日ご確認いただきました第3章、第4章に基づきまして、本構想の重点施策として位置付ける、第5章主要プロジェクト、それと、これまで協議を進めてまいり

ました第1章、第3章を踏まえた、第2章主要課題についてご協議をいただきたいと考えております。

そこで、お手元に本日お配りいたしました、当面のスケジュールについて（新市将来構想の策定）という横長のペーパーを見ていただきたいのですが、本日の段階はこちらでございます。これまでの流れ、小委員会の流れをちょっと、このもともとベースになっているものは、第3回の小委員会でお配りしたものののですけれども、これまでの経緯を踏まえてちょっと直してみました。それで、第7回の11月12日の段階で、グレーの網かけのない部分まで皆様に順次ご協議を進めてきていただきまして、今日の提案した分といいますか、第3章、第4章、一部手直しを含めて、総体として原案を確認していただいたということで、次回第8回で第2章、第5章を出しまして、一通りが出揃います。

出揃いましたうえで、全体協議を踏まえて、下から3段目にあります、12月8日から1月7日までの1カ月を予定して、この構想案の最終手続といいますか、段階でありますパブリックコメントというものも考えております。

としますと、非常に日程が詰まってきたのですけれども、そういう中で、今回は、ここ日付が入っていないのですけれども、第2章と第5章と、それと全体協議をまとめまして、希望といたしましては11月の28日の金曜日、場所につきましては厚田となるのですけれども、やりたいというふうに考えておりまして、皆様のご都合をちょっとこの場でいつものように確認したいのですけれども。

（委員の都合を確認）

加納委員長：では、皆さんの協力をいただきながら、よろしいですか。

（「異議なし」の声）

加納委員長：では、11月28日に、第8回になるのですね。先ほど事務局からあったとおり、第2章と第5章を含めて検討をしていただくということで、14時から厚田村議会議場でやるということでよろしいですね。

大変詰まっていて申し訳ないのですけれども、よろしくお願ひしたいと思います。あと事務局どうぞ。

佐々木計画班長：今の日程で後日改めて正式な開催の通知も入れますので、どうぞよろしくお願ひします。もう一度確認しますが、11月28日金曜日、午後2時から厚田村役場の2階の議場ですね。正式な案内も追って発送させていただきます。よろしくお願ひいたします。

#### 4 閉 会

加納委員長：それでは、以上で本日の委員会を閉会いたします。大変にご苦労さまでした。

上記小委員会の経過を記録し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

新市建設計画小委員会委員長 加 納 洋 明